

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測、地盤沈下関連水準測量、河川事業に伴う水準測量、電子基準点現地調査）

二 作業地域

小鹿野町（成果不整合地域における基準点改測）
さいたま市、蕨市、戸田市（地盤沈下関連水準測量）
加須市、久喜市、幸手市（河川事業に伴う水準測量）
越谷市、川越市、さいたま市見沼区、久喜市（電子基準点調査）

三 作業期間

令和三年七月一日から令和四年二月二十八日まで